

後期高齢者医療の医療費の窓口負担割合が変わります

後期高齢者医療制度では、今後、75歳以上になる人が増加し、医療費の増加が見込まれるため、10月から医療費の窓口負担割合2割が新設されます。

医療費の窓口負担割合3割の人を除き、一定以上の所得のある（市民税課税所得28万円以上）人は、医療費の窓口負担割合が2割になる場合があります。

●対象者（窓口負担割合2割）

①②の全てに当てはまる人

※いずれかの場合は、窓口負担割合1割となります。

①世帯で市民税課税所得28万円以上の人がある

②被保険者の収入・所得が次の場合

- ・被保険者が1人の場合 年金収入+その他の合計所得が200万円以上
- ・被保険者が2人以上の場合 年金収入+その他の合計所得が320万円以上

●窓口負担割合の判定基準（世帯単位）

窓口負担割合の判定は、令和3年中の同世帯の世帯主および被保険者の所得をもとに、世帯単位での窓口負担割合を判定します。

●窓口自己負担割合について

9月30日(金)まで

区分	医療費負担割合
現役並み所得者 (市民税課税所得145万円以上)	3割
一般所得者等 (市民税課税所得145万円未満)	1割

10月1日(土)から

区分	医療費負担割合
現役並み所得者 (市民税課税所得145万円以上)	3割
一定以上所得のある人 (市民税課税所得28万円以上) (注)	2割
一般所得者等 (市民税課税所得28万円未満)	1割



(注)市民税課税所得28万円以上の人のうち、被保険者が1人の場合（年金収入+その他の合計所得が200万円以上）、被保険者が2人以上の場合（年金収入+その他の合計所得が320万円以上）を超えた場合、窓口負担割合が2割となります。

※年金収入は、遺族年金や障害年金は含みません。

※その他の合計所得は、事業収入や給与収入等から、必要経費や給与所得控除等を差し引いた後の金額のことです。

●問い合わせ先

長寿支援課介護サービス担当 ☎(580)1860